

**改正**

平成10年1月30日規則第2号

平成10年6月24日規則第46号

平成15年3月24日規則第22号

平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号

平成30年3月29日東京都板橋区規則第24号

令和3年3月22日東京都板橋区規則第17号

東京都板橋区資源環境審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、東京都板橋区資源環境審議会条例（平成9年板橋区条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げるものにつき委嘱又は任命する。

- (1) 区議会議員 5人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 地域団体等の代表者 10人以内
- (4) 区民 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5人以内
- (6) 区職員 1人以内

一部改正〔平成10年規則46号〕

(幹事)

**第3条** 条例第8条に規定する幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

**第4条** 条例第9条の規定による部会は、東京都板橋区資源環境審議会（以下「審議会」という。）の会長が指名する委員で組織する。

全部改正〔平成10年規則46号〕

(部会長)

**第5条** 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから審議会の会長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長がともに事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

一部改正〔平成10年規則46号〕

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、資源環境部環境政策課で処理する。

一部改正〔平成24年規則24号・30年24号〕

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**付 則**

この規則は、平成9年8月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成9年9月5日から施行する。

**付 則** (平成10年1月30日規則第2号)

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

**付 則** (平成10年6月24日規則第46号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

**付 則** (平成15年3月24日規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**付 則** (平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

**付 則** (平成30年3月29日東京都板橋区規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
政策経営部長
危機管理部長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長

一部改正〔平成10年規則2号・15年22号〕